

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡：領主権力と寺院権威

秀村，選三

<https://doi.org/10.15017/4403355>

出版情報：経済學研究. 30 (1), pp.89-112, 1964-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



幕末期薩摩藩における

アジールの痕跡

領主権力と寺院権威

秀村選三

一

アジール (Asylum, Azyl) とは犯罪者・債務者・逃亡奴隸などが逃げ込み保護を受ける場所を云い、古今東西を問わずその存在が認められるようである。¹⁾ たとえば古代ヘブライにおいて『モーセはヨルダンの向こう側、東の方に三つの町々を指定した。過去の恨みによるのではなく、あやまって隣人を殺した者をそこにのがれさせ、その町の一つにのがれて、命を全うさせるためであった。』²⁾ とあるなどはその最も良い例である。宗教的なものと

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

世俗的なものがあるが、もともとは祭壇・神殿・教会・寺院など神聖な地域に逃げ込んだ者が俗界からの追跡を免れる宗教的意味に由来するものであろう。

アジールと同じ内容のものは我が国においても認められるが、必ずしも適当な国語は見出さないようである。³⁾ しかし対馬の天道山は古来著名であり、また中世以降、ことに室町時代末期・戦国時代には寺院アジールの制度が諸国に普及していたことは史料に散見するところである。⁴⁾ 主題に関係あるものとして南九州の事例を探ると、薩摩において文明三年(一四七二)七月廿一日島津立久御判・市来竜雲寺制札にはその一ヶ条に『奴婢於出入者、不可論之事』⁵⁾ と見えている。しかし戦国大名領主権力が強大化し、領国の政治的統一が進むにつれて、かかるアジールは否定されてゆくのが全国的動向であって、肥後の相良氏の場合天文十八年(一五四九)の法度には、

『寺家・社家によらず、入たる科人之事、則さまをかへ追出されへし、誠从重罪者、在所をきらハす成敗あるへし』⁶⁾

とあり、同廿四年(一五五五)の法度にも殆んど同文のものが見えている。⁷⁾ 薩摩でも少くとも天正二年(一五七四)十二月以前に

寺院への走入を禁止していたことは次に挙げる事例によっても窺われるが、上井寛軒日記によると寺院への走入者をめぐり寺院と領主との間に屢々悶着が起っていたことが分る。すなわち天正二年十二月十九日の条によれば、先頃山賊兩人が肥後天草・志岐鎮經の使者の同道者を薩摩国吉野において襲った事件があり、山賊兩人は島津家の菩提所福昌寺に走入ったため、老中は

『兼日諸方之寺家又ハ当所三ヶ寺へも御届申候、盜・野心人、此等寺家へ召置間敷由申定候、早々彼盜兩人寄合中へ可預渡之趣……』⁹⁾

と賊の引渡を求めた。その後老中と福昌寺住持との間に相当の悶着あり、福昌寺住持が他国せんとする事態に至り義久自ら谷山に到り福昌寺住持を宥めて帰せしめることさえあった。⁹⁾ 同日記の天正三年十一月廿七日の条には、関豊前守の下女が一兩年前より林香庵へ走入つているため老中より林香庵に対し件の下女を旧主に引渡すよう求めたが、林香庵はこれに応ぜず、下女は剃髪して寺内に留っており悶着を生じている。また天正三年十二月島津義久が諸所逃散人の成敗を命ずるや大乘院(談儀所)に対し『寺領なと頼申事も可有候歟……諸聖家中逃散人めしおかねぬやうに可然

由』と伝え、『尤之由御返事』があり、福昌寺に対しても同様に申入れ『尤之儀候、委聞置被成候由也』とある。さらに天正十三年五月には島津以久の家臣渡瀬平内左衛門尉が十八官童玉峯と口論して切り入ったが、馳合の者のため平内左衛門尉が殺害された事件があり、玉峯は上井寛軒領の向嶋白浜へ逃れたが、寛軒は玉峯の引渡を求められるや彼を鹿児島島の南林寺に走入らしめたのであった。¹²⁾

かかる事例を見ると寺院アジールは漸次制限・否定されつつあったとは云え、なお強固であったと云わねばならない。その後慶長十九年(一六一四)六月八日の華林寺文書には島津兵庫入道維新より霧島座主御坊に宛て『自先年之御法度雖不新候、或重罪之者、或走者等、被拘留儀堅可有停止事』¹³⁾とあり、重罪の者・走者を抱え置くことを禁止したことが分る。江戸時代を通じ薩摩藩においてどのように取扱ったか不明であるが、全国の動向と同じく寺院アジールは制限・否定されていたとおもわれる。

註(1) 平泉澄著、中世における社寺と社会の關係、第三章に詳し。

(2) 旧約聖書、申命記第四章四一・二節。そのほか出エジプト記二一ノ一三、ヨシヤア記二〇ノ七・九、民数記三五ノ

九ノ二八など。

(3) 平泉氏は「通科屋」(落穂集前編五)こそアジールの意義に適用ものであろうが、その包含する所狭きに過ぎ、また殆んど忘れ果てられた言葉なる故、アジールなる語を借りて研究するとされる(前掲書五五頁)。石井良助氏は日本におけるアジールという用語で諸種の事例を挙げられており(平凡社、世界歴史辞典、アジールの項)、伊東多三郎氏も「我が史料の上では『アジール』と同様な内容を含む独自の史的名辞は出てこない」と云われ、その特権についてのみ「犯罪人亡命者庇護権」という語を用いられている(伊東著、国民生活史研究4、四三二―二頁)。

(4) 平泉著、前掲書。田中久夫、戦国時代に於ける科人及び下人の社寺への走入(歴史地理第七六卷二号)。伊東多三郎、近世における政治権力と宗教的権威(伊東、前掲書、四三一―四四三頁)。

(5) 旧記雑録、卷廿八。(6)大日本古文書、相良家文書之一、二七一頁。(7)同右、五一七頁。

(8) 大日本古記録、上井覚軒日記・上、七一―二頁。

(9) 同右、七二―七四頁。

(10) 同右一三四―三七頁。もっともかかる場合「さまをかへる」ことがあつたらしく(前掲相良氏法度参照)、以前に島津家久の生母少納言の召仕の女が林香庵に走入った例も剃髪して五六年居り、その後、彼女が後悔し林香庵より詫言を入れられて再び奉公したと云う(同右一三七頁)。

(11) 同右、一四〇頁。

(12) 同右、中卷、二一五―七頁。

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

(13) 大日本史料・第十二編ノ十七、二八六頁。旧記雑録後集 卅二。

二

近世においてアジールはいかに変容していったであろうか。近世初期アジールが禁止せられるや、一つは「この風習は変化して一種の刑罰となり、もしくは謝罪の一形式となつた」¹⁾のであつて、「寺入」がそれであり、もう一つは範圍は著しく制限せられたが、ともかくアジールを認められたものとして所謂「縁切寺」²⁾があつたわけである。

縁切寺は主題に直接かかわりないが、寺入は薩摩藩において永く武士に対する刑罰として存続したのであり、筆者の見た所では種子島家譜に豊富にその事例を見出すのである。一、二その例を挙げれば、文化八年(一八一―)四月八日の条に

『八日、野間村郷士鎌田勘十郎・日高惣次郎・日高平蔵・坂井村足軽上妻新十郎・安納村郷士日高友次郎各寺入二七日、榎木利平次二七日、現和村足軽鮫島与平次・国上村足軽笹河善之進・坂井村足軽牧瀬覚七各二七日、国上村足軽榎本紋次七日、現和村田之脇金七、庄司浦仲右衛門・吉之丞・国上村甚九郎・安納

村市次郎科炭自製炭贖罪 各納三苞、田之脇太左衛門五苞、坐犯法務商我求也⁴⁾

とあり、甘蔗を密売買したため郷士・足輕は寺入、その他は科炭を命ぜられたのであった。或は文政二年（一八一九）二月八日の条に

『納官村牧川郷士有留庄右衛門寺入干本善寺五箇月、称去歲癩瘡流行之日郷士鎌田武平太・足輕牧瀬市太・徳永源右衛門犬神傷人、將追放之、村吏制之不聽、事竟及訟獄、使横目訥鞠敢無其証故罪之也、連及郷士遠藤新太夫寺入干本蓮寺三箇月、郷士松下孝之進寺入干本隆寺三箇月、足輕徳永郷八寺入干清淨寺三箇月、松下勤太寺入干妙泰寺三箇月、百姓清蔵・善之進納炭各二十俵、牧川郷中贖錢二十貫文⁵⁾』

とあり、有川庄右衛門が鎌田武平太ら三人を犬神と称しこれを追放せんとしたため、横目をして調べさせたがその証なきため罰せられたもので、連累して数人の者が罰せられたが郷士・足輕は寺入、百姓は科炭、郷中（ゴチュ）は贖錢であった。しかもかかる寺入の期間には相当長期のものもあつたようで、天保十五年（一八四四）八月十九日の条には

『遠藤八次寺入干中之村本善寺五年、現和村田之脇浦周次郎為西之村塩戸樵夫三年、共以買我求之罪也⁶⁾』

とあり、此の場合も甘蔗を買ったため浦人は塩戸の樵夫（塩屋の伐子）にされているが、苗字を有つ遠藤八次——おそらく郷士又は足輕——は寺入五年であつた。

種子島家譜にはこのほか多数散見するが、種子島以外の具体的事例は未だそのつもりで史料を探ったこともないので筆者はその史料を知らない。ただ小稿で紹介しようとする高山郷については一例だけ知っている。守屋舎人日帳に見えるもので文政十二年（一八二九）二月十七日に昌林寺寺入の喜入休右衛門および串良寺入の山田覚太夫を守屋家に招いており、天保二年（一八三一）六月廿日に喜入休右衛門が鹿兒島に帰る際、守屋舎人らが見送っている。鹿兒島士が高山郷の昌林寺に寺入を命ぜられていたことを知るのである。

註(1) 平泉著、前掲書一四二頁。

(2) 穂積重遠著、離縁状と縁切寺、参照。

(3) 西村天囚著、日本末学史、二四五—六頁。

(4) 種子島家譜、卷廿七（筆者は鹿兒島県立図書館写本によつた）。

(5) 種子島家譜、卷卅五。

(6) 同右 卷六十。

(7) 拙稿、下人に関する史料覚書三題（宮本又次編、九州經濟史論集第二卷）一五九頁参照。

三

しかしここで紹介しようとするのはかかる寺入ではない。大隅国高山郷の事例であるが、罪を犯した者が自ら寺に走り込み、住持に召抱えられる形式をとり、寺よりは使僧人をもって郷土年寄に相談をなし、郷土年寄より郷の役職に有免の相談をして、一同異議なく諒承するに及んで有免されるものであって、近年まで寺院アジールの痕跡をとどめていたものとして注目したのである。史料は最後の一例を除けば、すべて高山郷の上層郷土守屋舎人重堯（一七九八—一八七二）の日帳にもとづくものである。以下史料を列挙する（…点は筆者）。

〔史料 1〕

文政九年戊正月廿四日

去十一月七日之夜、米山寺之山中に夜参会有之、野町之者共、為見届方差越迄、散し銭ひろひ取、右之内ニ而致飲食候儀ニ付、当番郷土年寄衆々年行司方に糺方之上、高崇寺に致走込、

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

去十九日無調法申出候故、於御地頭仮屋役々吟味有之、今日迄ニ而申付、為取締銭式百文ツ、其内宿付候者五百文為差出、右ひろひ取之銭取合□^{所九}仕□□相調筋ニ相決候、右夜参□^會之者共ハ人数委不相知候ニ付、聞合亦々同士齋儀ホ為致、人数相知れ候上、日数五日ツ、砂持申付筋ニ吟味之事、

〔史料 2〕

文政十三年寅二月六日

野崎村和田之与四・右同之藤兵衛・古後庵之源助・和田之治右衛門・向木場之鉄太郎・西之蘭之三太郎・波見村平後蘭之太郎、右七人鉄炮持、野崎村和田之三・新留村和田之正右衛門、右式人犬引ニ而、正月廿四・廿五日芦平ニ而致狩方、御場近辺不届之仕方致糺方候処、今日昌林寺に走込、使僧人を以差扣申出候ニ付、請付、御場預役、中に差廻候様申達置候事、同年寅二月十一日

昌林寺に去ル六日走込候もの共、御場預り役、中吟味之上、出寺申付候事、

〔史料 3〕

天保二年卯正月十八日

吉川五左衛門事、於御場近辺鉄炮を打候を野廻柿元万右衛門見
当候段、野廻四人同道ニ而四ツ時分罷出申出候ニ付、明後廿日
早天拙者宅へ出会有之候様、御場預横目津曲仲右衛門殿并右同
那見廻矢神善左衛門方へ申越候、尤野廻柿元万右衛門・野元八
次郎・日高曾之進・柏原善右衛門事も致出会筈候、

卯正月廿日

吉川五左衛門事、去十二月廿九日前田村之内寒水山ニ而致鳩
鰯、鉄炮を打候を野廻柿元万衛門見当り、御場近辺ニ而境紛乱
敷候故相咎、鉄炮相糺候処ニ、石之脇中宿森仲兵衛鉄炮借筒之
段申出候趣、右万右衛門が一昨十八日申出、今日拙者宅ニ而右
取締之致吟味候得共、横目津曲仲右衛門殿欠座（中略）追而吟
味相決取締可申達筋申談候、（以下略）、

吉川五左衛門事、御場近辺ニおひて鉄炮を打候儀、今更無調法
至極存当り、今晚昌林寺に走込、住持被召抱、使僧人を以差扣
候段被申出候ニ付、預役、中に差廻置候事、

卯正月廿一日

卯正月廿二日

吉川五左衛門一件ニ付、使僧人罷出候ニ付、外方廻方申達候、

吉川五左衛門一件ニ付、使人相廻候事、

卯正月廿三日

吉川五左衛門一件ニ付、使人相廻候、

卯正月廿四日

吉川五左衛門一件ニ付、使人罷出候事、

卯正月廿五日

吉川五左衛門一件ニ付、使人罷出候事、

卯正月廿六日

吉川五左衛門一件ニ付、使人罷出候ニ付、左之通相談書相認相
渡候、尤与頭之儀と当分無之候事、²⁾

覚

吉川五左衛門

右者去月十二月廿九日石之脇中宿森甚兵衛が借筒之由ニ而、前
田村之内寒水山御場近辺ニ而致鳩鰯、鉄炮を打、御場境を乱し候
儀ニ付、御場預役□差寄候段承申付、驚入、無調法至極存当
り、昌林寺に走込、住持被召抱、使人を以去廿日が差扣被申

出、各方にも差廻置候、右ニ付而も御場外之儀ニ候間、右甚兵

衛不及札方儀共ニ而も無之哉、各存寄無御座候ハ、拙者前ニ而

相濟申度御座候ニ付、何分ニも御報承り度御座候、以上、

卯正月廿六日

同預郷士年寄助

守屋 十太郎

御場預横目

津曲仲右衛門殿

野廻

野元八次郎殿

柏原善右衛門殿

日高曾之進殿

柿元万右衛門殿

御場預郡見廻

矢神善左衛門殿

卯正月廿七日

吉川五左衛門一件ニ付、使人迫田折右衛門・中村正藏罷出、昨

日相渡置候書付差出候ニ付、見届候処、野廻日高曾之進返答口

達を以申出候ニ付、又々相渡置候事、

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

卯正月廿八日

吉川五左衛門一件ニ付、使人罷出、昨(之書付也)差出候処ニ、日

高曾之進存寄之儀有之、差扣之儀々休メ置候事、

卯二月十七日

吉川五左衛門事、去極月廿九日鉄炮を打候儀、御場之様ニ風聞

有之候ニ付、見当候柿元万右衛門老人相除、御場預役・拙者宅

へ差寄致吟味候処、承違ホハ無之筈候得共、今一先万衛門ハ承

り候而可致吟味筋申談、都而引取ニ而候、明早天又拙者宅へ出

会之筈候、尤万右衛門方に出会之段申越候事、

卯二月十八日

吉川五左衛門一件ニ付、野廻柿元万右衛門申出候儀ニ付、御場預

役・野廻拙者宅へ出会之上、右万右衛門より承届候処、何様

風聞仕候而も寒水山権現之下ニ而御場外相違無御座段、先達而

申上置候儀間違無之口上承届候、右ニ付而も差扣承ニ不及候

間、向後々御場繩筋ハ五丁外迄、所取締可致筋申談候間、別段

申渡も有之候得共、其連相心得候様申達候而可然筋致吟味候、

拙者前ニ而使人に申付筈候、尤出役御場預与頭永井金之進殿・

右同横目津曲仲右衛門殿・野廻野元八次郎・日高曾之進・柏原

善右衛門ニ而、郡見廻矢神善左衛門事と当分地方検者方に咎人相付居候ニ付、彼方にと不申越候、昨日も同断之事、

卯二月十九日

吉川五左衛門一件ニ付、昌林寺が使人被差遣候ニ付、此節迄と差扣ニ不及、向後と御場境が五丁外ニ而鉄炮を打候ものも、屹と取締可申付段申達被置旨申越候事、

〔史料 4〕

天保二年卯四月四日

当春油粕払底ニ而所中煙草作ホ不相調段、折々承、町役人・年行司が油屋中召列御用申渡置候処ニ、八ツ時分御地頭飯屋に罷出候ニ付、拔売之糺方いたし候処、申分無之、町役人^が召列^高崇寺^に走込^可申段申出候、

卯四月五日

高崇寺が油屋共召抱、使僧人を以今日が差扣之段申出候ニ付、承置候事、

〔史料 5〕

天保三年辰四月初日

波見村下尾山に聊止有之、糺方一件ニ付、下山無調法之儀有之、昨夜が昌林寺に走込、住持被召抱候由ニ而、使人罷出候ニ付、山方掛郷士年寄・組頭・横目・行司・竹木見廻・郡見廻〔國方立也〕・異〔國方立也〕山見廻に差廻置候事、

辰四月二日

波見村下山納右衛門一件ニ付、昌林寺今日も使人迫田折右衛門・中村正藏被遣候ニ付、昨日之通差廻候事、

辰四月三日

昌林寺が使人罷出候ニ付、相談書相渡置候事、

辰四月四日

昌林寺が之使人今朝罷出、書付差出候ニ付、見届候処ニ、皆々存寄無之段相見得居候故、拙者〔前也〕ニ而相濟候、即日礼廻として罷出候事、

〔史料 6〕

天保四年巳四月三日

一 九ツ時分御地頭飯屋へ致出会候而野村甚之丞并二日高勘左衛

門発起模合支配人其外糺方之次第左之通

一 去十一月十二日模合座有之、後田村稻村門市太郎取入相決居候得共、分渡方及不埒候処（抄）が締方横目池田仲之進殿に市太郎が申出趣有之候得共、取上無之由ニ而、内、右之趣仲之進殿が横目津曲仲右衛門殿に御咄有之候段被申出、役、致吟味候処、模合支配人不正之形相見得候ニ付、支配人柿元武兵衛・柿元右衛門・上村勇助・日高勘左衛門・野村甚之丞・町長兵衛・権右衛門召呼承届候得共、所存有之、渡方不致筋ニハ不相見得、模合取入候得と追田六兵衛・上田直次郎方身分返濟之引結ニ而右市太郎自便ニ仕分事ニ不相成所が右兩人方身代延之儀共色、申出候得共、不相濟候故、締方横目仲之進殿に申出、身代分事延置自分手ニ入候様段、手立いたし候向ニ而、分相請取之儀（抄）ハ（申渡之）□□候、ハ不取切、請取人も不埒ニ而分不渡筋ニ□□候、

一 雇主人追田六兵衛・上田直次郎承届候処、身代分事有之、右模合取入之節、返濟之筋引結置候故、催促いたし候段申出候、鬼丸仲右衛門事も携居候ニ付、是又召呼承届候、市太郎不埒ニ見得候、

一 市太郎相糺候処、弥締方横目衆に申出候儀相違無之、然共取

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

下候筋申出候、追田六兵衛方身分不入付、相濟候様色、取企候処が不図取違、締方横目衆にも申出、今更後悔奉存候段申出候、右に付而と大概道筋相分り候事、

一出役（略）

巳四月四日

一 九ツ時分御地頭飯屋へ致出会候、鬼丸仲右衛門・矢野直之進事模合取入之口入ニ相成居、口入相断候儀有之向、市太郎が申出、今日召呼承届候処、口入相成（唐）候儀相違無之候事、

一 市太郎相糺候処、模合取入候而も私手ニ入分ニ而無御座、必至と行迫り申候ニ付、賃取稼と（して）柏原辺に三四日差越申度存、唐仁町罷通締方横目衆御旅宿に不図行逢申候ニ付、追田六兵衛殿が身代分稠敷御催促有之趣御尋申上候処、我々共承ものニ而無之候間、庄屋・在役事（申）に相付訴詔申出候ハ、宜答と被仰聞候ニ付、罷帰親に右之成行爲申聞申候処ニ、左様之儀申ものニ（申）而、早々差越取返し候様叱申ニ付、翌朝差越取返之段申出候ニ付、右之親召呼相糺候処、相違無之候得共、今晚と郡見廻郡山八左衛門所に遣置候（以下略）

巳四月五日

一 模合支配人其外招呼承届候処、一昨日承届候通少々不行届所も有之候付、叱置、当座ニ而済置候事、

一 市太郎相糺候処、昨日申出候通相違無之、吟味之上、庄屋・在役・親類・与中兼、何様之致教訓候哉、糺掛り候処、申分無之、市太郎召列昌林寺に走込候事、

一 模合取入、身代分首尾合之節と、利分、隙渡ホハ訴詔申出候ハ、相談可致候様、与頭が主人方に為申聞可然吟味之事、

一 支配人方に、模合取入之願申出候ハ、吟味相決居候向を以、為取候存念之儀ニ哉之旨、与頭が承筋申談之事、

一 永野之寺之下之十、稲村門持太郎杯口入ニ而、与合口入ニも相頼取入之筋相決居候由候ニ付、昌林寺被召抱候ニ付而ハ、相済候上、右之もの共取入宜取計候様、郡見廻前が為申聞可然申談候事、

巳四月六日

一 後田村稲村門市太郎無調法之儀ニ付、昌林寺が被召抱候段、郷士追田折右衛門・中村正蔵を以被申出候事、

巳四月八日

一 稲村門市太郎無調法之儀ニ付、昌林寺が中村正蔵・追田折右

衛門被差廻、今日も相廻候、

巳四月九日

一 稲村門市太郎無調法之儀ニ付、親類共請書に相談書相添、此節と致有免候而と如何可有之哉之旨、月番市来連右衛門殿が被差廻、追田折右衛門・中村正蔵致持参候ニ付、存寄無之段致返答候事、

〔史料 7〕

天保四年四月七日より後田村西牟田（稲村之下）の溝下地につき宇都宮真行院と伊東柳庵との間に論地あり、種々の悶着があった。その間の事情は省略するけれども、四月廿八日以降左の如く見える。

天保四年巳四月廿八日

…（前略）…右ニ付而と柳庵并後田村庄屋間ニ間違有之筋ニ相見得候間、糺方いたし可然申談、後田村庄屋矢神勇右衛門相糺候処、柳庵方にハ彼方申出之通申置、所にも諷^{（調）}りを以申出、今更驚入、無調法之汲入申訳無之候、右ニ付而と庄屋役ニ而不束之儀候得共、此節と寺に走込差扣申候ハ、相済置可然申談候…

…(後略)…

巳四月廿九日

一 九ツ時分河俣龍藏殿所に市来連右衛門殿・日高八郎太殿・拙者同道二而差越、大田次右衛門殿相招、後田村庄西牟田取計之儀

二付、庄屋無調法之儀有之候付、寺に走込候上可相濟哉、又、平

二差扣申出候而も相濟可然哉、致内談候処、平二而相濟可然被

存寄段、河俣氏、大田氏兩人を承候故、直ニ惣役、出会之通連

市来氏有之候、尤真行院にも御用被申渡候事、

巳四月晦日

(前略) 御地頭飯屋へ致出候候処、

宇都宮真行院溝下地面一件

二付、溝下帳面取揚見届候処、此節論地ニ相成候式畦之儀と

帳面無之、右ニ付而も伊東佳納次抱地之内ニ相決候、尤宇都宮

真行院事地方檢者川上助五郎殿に直ニ申出候儀 □□□相糺候

処、申訳無之、然共必至と恐入候躰不相見得候故、与頭を得と

被申聞候処、先御吟味御差扣可被下段申出候…(後略)

巳五月朔日

一 宇都宮真行院事、高崇寺に走込候由ニ而被召抱候段、凶師善

良坊・成合平次郎を以被申出候ニ付、我々同役中并与頭・横

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

目・地頭横目・郡見廻不残差廻候様申達差廻候、尤後田村庄屋

矢神勇右衛門事、峯崎藏右衛門・峯崎市左衛門を以差扣申出候

二付、右通之役、に差廻候様、先日月番名代を以申達置候ニ

付、罷出候ハ、相談書差廻呉候様、市来連右衛門殿を承置候

処、兩人罷出候ニ付、此節迄致有免候而も如何可有之哉之

旨、相談書今日相渡候得共、廻り方不相濟候事、

巳五月二日

一 凶師善良坊・成合平次郎罷出、相廻候届申出候ニ付、又、差

廻候様申付候、尤峯崎藏右衛門・峯崎市左衛門罷出、今日迄も

皆々不掛御目候段申出候ニ付、都而逢取候上罷出候様申達候

事、

巳五月三日

一 高崇寺之使僧人廻り方いたし候得共、いまた不掛御目方有

之段申出候、後田村庄屋矢神勇左衛門事ハ役、相談之上、今日

相濟候事、

巳五月四日

一 宇都宮真行院無調法ニ付、高崇寺を使僧人四ツ時分罷出、都

而廻り方相濟候届申出候ニ付、此節迄致有免候而も如何可有

之哉之旨相談書差廻候処、皆々存寄無之被書記候方も有之、口達之方も有之段、使僧人々八ツ時分罷出申出候ニ付、差免候、向後右様之儀一切無之様ニ堅ク法印が被申付之様申達候事、

申五月廿三日

一 郡見廻(郡見)八左衛門・矢神善左衛門札方之成行、兩人親類が書付差出候由ニ而、与頭兎玉権之助殿が今日被差出候ニ付、明

廿四日惣役々差寄之致通達候事、

一 郡山氏・矢神氏今晚高崇寺に走込候由ニ而、召抱候届、松下

鉄兵衛・上床助四郎を以申出候事、

申五月廿四日

一 高崇寺九文掛出分取揃次第相渡候様、善左衛門・八左衛門・

小使正右衛門断相濟、跡ニ而支配頭が存寄筋相決候(出役人名

略)

申五月廿五日

一 今朝使僧人上床助四郎・松下鉄兵衛罷出候ニ付、又、一昨日之通、我々同役中并与頭・横目・地頭横目に差廻候事、

〔史料 8〕

天保六年未八月晦日

一 日高曾太郎事、無証文もの召置、夫故所面働(働)ニ相成、及札方管候処、自身が存付、昨日が高崇寺に走込、上床助四郎・成合平次郎を以差扣被申出候ニ付、地頭横目以上廻り方申付候、尤今日が廻り方申付候事、

未九月朔日

一 日高曾太郎差扣ニ付、使人に書付渡候事、

〔史料 9〕

天保七年申五月十七日

一 部下(粉)分并柏原出物蔵津下米駄賃分(粉)其外配分之分(粉)、郡見廻郡

山八左衛門・矢神善左衛門方に取込之聞得有之、兩人役儀御断

書物亦も差出居候ニ付、今日役々差寄致吟味、兩人御断書相下

〔史料 10〕

天保七年申八月五日

一 油屋共招呼、致札方、請書差出候様申付候、

申八月六日

一 八ツ時分御地頭飯屋へ致出勤候……波見油屋共召呼、札方之
筈ニ而横目安庭権左衛門出勤有之候得共、油屋共不罷出候……

申八月十一日

一 ……拙者事八ツ時分御地頭飯屋へ致出勤候、油屋共請書一件
其外吟味有之候……(出役人名略)

申八月十二日

一 九ツ過時分御地頭飯屋へ致出勤候、野町油屋共請書一件ニ
付、御用申渡致札方筈候処、高崇寺に走込、地藏院を以今晚月
番に届被申出候……(出役人名略)

申八月十三日

一 ……八ツ時分直ニ御地頭飯屋へ致出勤候、野町油屋共致走込
候ニ付而も、此節迄を為致請書、町役居家□□ニ付、拾五^(町)
文合力取締として申付候而可然申談候、……(出役人名略)

申八月十四日

一 油屋共高崇寺被召抱候段、今朝成合平次郎・松下鉄兵衛を以
被申出候、左候而今晩又、罷出、此節請書ケ条態と書落、無調
法之段申出候事、

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

申八月十七日

一 今朝成合平次郎・松下鉄兵衛罷出、月番之相談差出候……

〔史料 11〕

天保七年申九月廿二日

一 ……御地頭飯屋へ致出勤、当正月野町之もの共、完口事札方
いたし候、夜通ニ而候……(出役人名略)

申九月廿三日

一 野町之もの共、完口事札方、今日八ツ過時分迄相濟候、尤権
次郎六日、けさ八五日、伝藏・藤吉・三次郎三日ツ、砂持申付
候、善太郎事と年行司方に差扣、兩人役・古役共役々に差
扣、年行司と走込申付候、……

申九月廿四日

一 野町年行司事、高崇寺に致走込候届、郷士松下鉄兵衛・成合
平次郎を以被申出候、尤町兩人役・古役之もの共、町役引受、
右田彦左衛門・日高□□以差扣之段申出候、

〔史料 12〕

天保八年には旅人取締がとくに嚴重であつたが、五月廿一日に富山村名主市郎より去る十五日御裁許掛より送出の湊玄良と云う旅人が昨夜来た旨の届出があり、富山村・宮下村から苗代川・鹿

屋・始良(音亮)にかけて探索したが既に逃げ去つたあとであつた。そのため富山村庄屋・名主が高崇寺に走込んだ。すなわち、

天保八年酉五月廿七日

一 ……旅人隠置候一件ニ付、富山村庄屋・名主共、高崇寺に走込候ニ付、出寺~~申~~之致相談候、

一 ……今晚……松下鉄兵衛・成合平次郎~~ハ~~富山村庄屋・名主共召列罷出候、今晚迄相済候事、

〔史料 13〕

天保八年酉六月十九日

一 ……野町善助事、先達而旅人取逃候儀ニ付、町役~~ハ~~召列、高崇寺に走込候届承候事、

これは恐らく同年五月廿日に福島(日向国)の平次郎なる旅人を御裁許掛より送出すよう仰付けられ、送出の手都合を旅人問屋

へ申渡したが、平次郎は逃去り行方が知れなかつた。その責を負つたものと思われる。

〔史料 14〕

前述の如く天保八年は旅人取締が嚴重であつたが、六月廿六日にも所役が宮下村・新留村へ旅人取締として入り、六月末より七月には後田村にも入つた。当時は所謂「居付旅人」——他国者で居付いた者——が相当居たことは「居付旅人御届帳面を以申上筈」(同年八月二日)という文言でも推測されるが、次の場合は旅人を隠していたのが発覚し、高崇寺へ走込んだものである。

天保八年酉八月三日

一 後田村論地之諸右衛門事、旅人押隠置、及札方候処、申訳無之、高崇寺に走込、召抱之旨、松下鉄兵衛・成合平次郎を以申

出候、
酉八月五日

一 ……論地之諸右衛門出寺申付候、

〔史料 15〕

天保八年酉八月晦日

一 当春田方仕付方ニ付、新留村有嶋門太郎事、上見作に引向ケ、不埒之致作職候儀、及礼方候処ニ、庄屋・名主を引受、高崇寺に走込、成合平次郎・松下鉄兵衛を以召抱候届、被申出候事、

酉九月朔日

一 新留村有嶋門太郎一件ニ付、成合平次郎・松下鉄兵衛今晩罷出候而、月番を書付差出候事、

〔史料 16〕

天保八年十月、年貢米取納に際して「柏原出物蔵役人を見廻（元也）が被遣候書付」——御蔵夫立の書付を波見村庄屋青木半助が滞らせたため、諸在の夫立に不都合を生じるに至った。このため御仕登取締より郷士年寄代に吟味を命ぜられ、所役一同吟味をしたが（十月朔日、二日、五日の条）、十月六日には次の如く見える。

一 波見村庄屋御蔵夫立一件無調法ニ付、去ル二日晚高崇寺に致走込□□ニ付、成合平次郎・上床助四郎が相談書致持参候ニ付、存寄無之段申越候事、

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

〔史料 17〕

天保九年五月、このあたり日帳の破損甚しく、事情を知ることが困難であるが、町の善助より鯨骨粕を取入れたき願出あり、その骨粕一件をめぐって五月七日には次の如く見える。

戌五月七日

……八ツ半時分、地頭仮屋へ致出勤候処、役々出会ニ而、町善助骨粕一件ニ付、不調法之儀有之、走込ニ而相済□□吟味相決、夜入候而引取候…

〔史料 18〕

嘉永三年戌四月廿九日

一 式匆御貸上良帳面粉失一件ニ付、無調法之儀有之、先取払日高曾太郎・成合城之助高崇寺に走込、上床助四郎・淵脇武左衛門を以住持が差扣被申出候事、

〔史料 19〕

嘉永四年亥十月廿六日

…右田仲太・日高勘左衛門、高崇寺を頼之由ニ而被参、町藤右

衛門町役々召列、召抱候段承候事、
亥十月廿七日

一 今朝五ツ時上床助四郎・成合善助参、相談書差出候ニ付、致返答候、

……右田仲太・日高勤左衛門被参、町藤右衛門無調法之段、被申出候、
亥十月廿九日

〔史料 21〕

亥十月廿九日

万延二年（文久元年）酉二月二日

……同刻（五ツ時）右田仲太・日高勤左衛門被参、町藤右衛門差扣之相談書被差出候ニ付、存寄無之段申越候、

一 請持郡奉行上村笑之丞殿々所高利貸付一件之儀、昨日被仰渡候儀ニ付、差寄之通達有之、今日九ツ時御地頭飯屋に致出会候

亥十一月朔日

（以下略）

一 八ツ時分日高勤左衛門・右田仲太・迫水休右衛門・町藤右衛門出寺礼と参候事、

酉二月三日

……九ツ時御地頭飯屋に致出勤候……高利一件之儀札方有之候得共、不相濟、……

〔史料 20〕

嘉永五年子五月四日

かくて三月初めまで高利貸付一件につき札方・吟味の記事が頻繁に見られるが、

……高崇寺々頼ニ付、上床助四郎・成合善助参、新留村庄屋池袋彦八并名主共召抱之段被申出候事、

酉三月十一日

子五月六日

一 高崇寺々日高曾之丞、昌林寺々上村勇助、米山寺々清水地藏院、日新院々二木休左衛門、長能寺々榎屋宝光院召抱候段、銘

……同刻（今朝）上床助四郎・成合善助参候事、

々届承候、竹之井利右衛門外二式拾四人高利之貸付いたし不調

子五月七日

法之段申出趣有之、承置候事、

酉三月十二日

一 昨日か之使僧人銘々被参候事、

酉三月十三日

一 一昨日か之使僧人銘々被参候事、

酉三月十四日

一 去ル十一日か使僧人段々被参候、尤式拾五人之平断今日相済

候事、

酉三月十六日

一 榎屋宝光院相談書、長能寺使僧人致持参差出候、其外使僧人

相廻り候事、

酉三月十七日

……使僧人未被参候事、

酉三月十八日

……去ル十一日か之使僧人段々参候事、

酉三月十九日

……日新院・米山寺か之使僧人罷出、相談書差出候事、

酉三月廿日

一 高崇寺・昌林寺か使僧人被参候、

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

酉三月廿二日

……四ツ時分昌林寺か之使僧人被参候、

〔史料 22〕

文久二年戊三月廿一日

一 町茂平次・伊太郎此節不調法之儀有之、御地頭飯屋に留置、

番付ニ而召置候処、親類共か願之趣有之、暇差出候処、高崇寺

に走込々、堯仁か召抱候段、郷土両人を以今朝申出候

戊三月廿二日

一 高崇寺堯仁使上床助四郎外彦人、今朝四ツ時罷出候事、

戊三月廿八日

町 茂平次

伊太郎

右者不調法之儀有之、去ル廿二日か高崇寺堯仁召抱、郷土上床助四郎・小川太平次を以差扣申出候ニ付、此節迄々致有免度相談書致持参候ニ付、存寄無之段申越候事、

〔史料 23〕

本史料は守屋泰造家文書の一紙文書である。年代未詳——安政元年と推定³⁾。幕末における薩摩藩の郷士に対する軍役賦課とそれに対応する郷側の実情がうかがえて貴重であるので全文を引用する(このほかに同文で地頭所取次・請持掛郡奉行宛の書綴もある)。

此節異国船警衛向為御用心、当所郷士之内六人出府被仰付候儀ニ付、去丑十二月御軍役座に掛郷士年寄・与頭之間老人御用被仰渡、掛郷士年寄内之浦直太郎御軍役座に罷出候処、来春ニも相成、江戸其外何方ニ而も被差向御手当人数六人、所持道具鉄炮・藻玉胴乱・火繩・陣羽織・陣笠用意ニ而直ニ出立相調丈之者、式拾歳内外より式拾五六歳又々三拾歳計之人を相交候而宜候、尤持高多少・才不才・役掛事之有無ニも不抱、致調方、当座ニ而名書差出候様、御軍賦役最所七郎右衛門殿が被仰付候ニ付、罷帰り吟味仕、名書差上度御伺申上候処、此節之儀も御内蜜之事候ニ付、同席外掛役迄ニ而不事立様致吟味、名書可差出旨被仰付、直太郎帰郷仕、掛中并同役中差寄、此節之儀も所帯柄ニ而相調候様被仰付候段、直太郎が皆、承知仕、高頭とと不⁴⁾被仰付候得共、先高頭が見合、年輩致相違候敷、又と所帯方難

渋之人と相迎、其次之高頭ニ相調可然申談、一番二日高平八郎、一番二河俣休次郎、一番二吉井幸之助、一番二日高弥八郎、一番二山之内六郎次前ニ相当候得共、祖、父代が過分之借良有之、親甚右衛門相受取候借銀九百貫文餘之由ニ而、至只今返済相叶不申、持高・所務米未利私勞年分之諸雜費年、他借事仕、乍漸甚右衛門当務淺精々相気張動居候向ニ同役中ニも見受罷居候ニ付相迎、一番二伊東嘉早太、一番二清水地蔵院罷居候得共、是以所帯方難渋ニ有之相迎、一番二津曲仲助前ニ而候得共、年輩三拾歳餘ニ相成居候ニ付、同家内が出立仕候ニ付而二男ニ而も然可と申談、津曲仲八相調申上候処、仲八事折節別立成之願申上含ニ而罷居候段申出候ニ付、不都合ニ不相成候ハ、繰替之願可然と吟味仕、外御用席掛郷士年寄山之内甚右衛門、掛与頭山下筑左衛門出府仕、御軍役座に参上仕、御書役田代弥九郎殿に御内意申上候処、弥繰替可被仰付候、右代り何某差立候哉、御尋ニ付、津曲清蔵ニ而可然段、御届申上候由、右兩人方が問合申越候ニ付、則右清蔵に御用申渡候処、折節当人病氣ニ而親類阿久根仲兵衛罷出候ニ付、御手当之向申達候処、致承知罷帰り、又、仲兵衛罷出、此節御手当之儀是非御訴詔申上含

ニ御座候、然共一先書付を以申達吳候様申出候ニ付、応願書付を以申達^(置カ)候処、無抛故障有之御請難仕段、書付を以訴詔申出候ニ付、又、差寄吟味仕候処、右清藏事持高^ホ所持仕中ニ^ニ近代所帯方宜、頭役^ホも相勤、親次五事ニも四拾五六歳ニ相成、拾三歳之二男^ホも罷居、何ぞ故障之廉も相見得^ニ申候ニ付、押而申付候処、及再三訴詔申出趣、猶又惣役、差寄吟味仕候処、一統清藏御請仕候儀相当之儀と吟味承候ニ付、乍此上難承引候ハ、屹と書付を以御断申出候様分ケ而申達候処、先達而^ニ所帯方難渋と申出置候得共、貸銀^ホも御座候ニ付、催促仕、金子調達次第御請可仕段申出趣、親類伊東計藏方^(置カ)承届^カ申候、其後御軍役方^カ鹿兒嶋間屋詰山之内^カ基右衛門・山下筑左衛門に御用被仰渡、筑左衛門罷出候処、六人外二兩人相調名前申出候様被仰付、其節野村伝之助・津曲仲助名書差上置、右^(置カ)被仰付候次第、則所に問合申越候書付之内、津曲仲助儀を仲八と書誤申越候ニ付、仲八儀も先度故障有之、御内意申上、御繰替被仰付置、又、右仲八名前申出候儀、何様之訳ニ而候哉と乍存、任問合其段申渡候処、先度も申出候通、此節別立之御願申出儀ニ付而^ニ、何れも御受難致段申出候ニ付、此節之儀も出府

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

之役、^カ名前取調被申出候ニ付、当所ニ而^ニ違変之取計不相調、免角御請仕外無之段細、申達候、然共何分ニも御受難成候ニ付、鹿兒嶋詰居之役、^ニ差越訴詔申出度段申出候ニ付、任其意置候処、右仲八并親類野元八次郎列立出府仕、問屋詰山之内基右衛門・山下筑左衛門方^ニ内意申出候処、最早夫、御届ニ相成、以御証文被仰付候ニ付而^ニ、内訴^ホ一切取揚難致、勿論仲八ニ而^ニ無之、此節之取調と兄仲助名前申出置、其通被仰付候段申達候処、何様之故障^ホ申立御内意申上候儀、相分り不申候得共、取調申上置候内、津曲清藏・野村伝之助儀と被取除、河俣休次郎・日高弥八郎・吉井幸之助・伊東嘉早太・日高佐平次・津曲仲助に以御証文被仰渡、銘、用意仕、門出之当日野元八次郎罷歸り申出候と、御地頭横目吉井次三右衛門被招呼、今通内訴等敷申出候而^ニ埒明兼、役、不吟味之訳ニも有之候哉、此上と高改ニ可被仰付と之御趣意ニ而山之内六郎次に代り被仰付段、被仰達趣承知仕、其段六郎次に申渡候処、御受仕候得共、内実も前件申上候通難渋^ニ有之、路銀^ホも調達仕候儀不相叶、私共引受、金子乍漸拾五両丈致借用、出立仕申候、此節御軍役御手当人数調方ニ付、所役、不行届段、御地頭横目吉井次三右衛

第三十卷 第一号 一〇七

門に被仰達趣、委細承知仕候、私共事々御軍役座に被仰渡候御趣意ニ基キ調方仕候儀行届不申候ニ付而も、別而如何ニ奉存候、就中山之内甚右衛門儀と我子を差置候形ニ相当り、分ケ而残多奉存候由、然ニ野元八次郎・津曲仲八鹿府ニ而越訴申敷申出候形行有之、及吹聴ニ候上之、往々御急事御手当ホ之節も人撰を以申付候儀も難計、其節人々之故障申立候様成立候而も、御不都合ニ淺罷成可申候、猶又何返ニ付、右通越訴申敷儀共有之候而も、往々所中活(精也)ニも相掛、不可然事御座候ニ付、一先郷士年寄不殘参上仕、是迄吟味之形行申上、其上御沙汰次第可奉畏奉存、惣役、差寄吟味仕候折柄、野元八次郎・津曲仲八・親竜右衛門高崇寺に走込、看坊召抱、御軍役御手当之儀ニ付、於鹿府内訴仕候儀、今更驚人無調法至極奉存候段、差扣申出趣承届申候、此節之儀も往々不活ニ相成基ニ而御座候間、右兩人何様取扱仕可然哉、寺院に走込住持召抱候ものも何扁所ニ而相濟來候得共、余事と誤も相替、御大切成儀御座候ニ付、奉得御内意候間、何分ニも被仰渡被下度此段御伺申上候、以上

横目

寅

正月十一日

与頭

郷士年寄

御地頭所御取次

伊集院甚右衛門殿

註(1) 守屋舍人日帳について簡単に拙稿、近世日本雇用史料(その四)(経済学研究第二十八卷六号) 解題を参照せよ。

(2) 前年九月に守屋舍人が与頭(御場預・唐物方掛・藍玉掛・前田村部下り方掛)より郷士年寄助(御場預・唐物方掛・科銀掛・引負銀掛・御庭方掛・御鳥掛)となり(天保四年八月三日、口上覚)跡役が未だなかった。いづれにせよ、舍人は「御場預」として直接の担当者であった。

(3) 寅正月廿一日の日付で御地頭所取次及び請持掛御郡奉行宛の文書があり、殆んど同文である。此の文書には横目に守屋泰造、郷士年寄に守屋舍人が見えており、泰造の横目になったのは弘化四年十二月廿八日より安政五年五月廿日であり(天保三年八月起、守屋家略系図、守屋泰造家文書)、当時舍人が郷士年寄であったのは、嘉永三年二月十日より安政五年九月廿四日までである。(物部連守屋家系図、明治四十四年写、守屋泰三家文書)従って泰造と舍人が同時に夫々横目、年寄であった寅年は安政元年と断定せざるを得ない。

四

これらの史料を通じて知り得ることは次の通りである。

まづ走込まれた寺院は普通高崇寺（史料1・4・7・16・18）と昌林寺（史料2・3・5・6・20）で、このほか米山寺・日新院・長能寺も見えている（史料20）。いづれも高山郷内の寺院で、高崇寺は真言宗、その外はすべて禅宗である。ことに高崇寺と昌林寺は高山郷の寛政三年（一七九一）四月神社仏閣帳の寺院二十九ヶ所のうち最初に見え、両寺のみその客殿は「右御免地ニ而御物御造立、御検者付御修甫之節ハ御合力銀被成下候²⁾」とあり、寛永十七年（一六四〇）高山衆中軍役帳写にも「高十石 高崇寺」「高八石 昌林寺」とあり、明和八年（一七七二）八月高山衆中高極帳、文化二年（一八〇五）八月高山郷土高究帳にも「高拾石 昌林寺」「高拾石 高崇寺」と見える。「薩藩政要録」には「真言宗坊津一乘院末寺 摩尼山五大院 高山 高崇寺 一高拾石⁶⁾・「臨濟宗志布志大慈寺末寺 高山 昌林寺 一高拾石⁷⁾」と見え、当地方の名刹であった。その外の寺院も前掲神社仏閣帳および文政七年（一八二四）七月隅州肝付郡高山由緒糺方帳（高山名勝志⁸⁾）に録されており、ことに日新院は島津忠良（日新）とその女阿南御前を弔うもので正月四日の御仏詣・六月十三日の御弔踊（その夜、御燈燼掛）、早魃の際の雨乞祈願等は郷の重要な行事

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

の一つで尊崇を受けた寺であった。これらの諸寺院は廢仏毀釈のため現在は存在しないが——わずかに日新院のみは竹田神社に転換・存続——、享和三年（一八〇三）正月高山郷惣絵図⁹⁾によってその所在地をたしかめ得るのである。

走込の者は「寺入」のように武士身分に限られることなく、郷士（史料3・5・7・9・12・16・18・20・21・23）、その中でも郡見廻（史料9）、庄屋（史料12・16・20、実際には走込まなかったが6・7）・取払（会計掛）（史料18）があり、このほか百姓（史料2・6・12・14・15・20）——このうち名主（史料12・20）——や野町人（史料1・4・10・11・13・17・19・22）——このうち年行司（史料11）——などあり、いづれの身分の者も走込んだことが知られる。

走込みはいづれも軽罪の者が差扣（謹慎）の意味でなしたもので、右の史料に見ゆる所の不調法・聊止（聊爾——麁相・粗忽の意）の文言が、その理由を一般的に表わすであろう。具体的に史料1は散し錢（賽錢）ひろひ取・飲食、2・3は御場（藩狩獵場——御鹿倉）近辺における狩方・鉄炮打のためであり、5の下尾山聊止も同様のものであろう。4は油の拔売で、10も恐らく

同様の事情と思われる。6は模合（頼母子）に加わった農民がその取入れの錢を以て身代錢（郷土両家より借用）を支払うべきに不埒の考あり、しかも締方横目（藩の郷村監察者）に直訴がまじきことをしたことを理由としている。7は溝下地の支配をめぐって争論し、当事者の一人および庄屋に不調法あり、ことに当事者の一人が地方検者に直訴したことが大きな理由となっている。8は「無証文」の者を召置いたためである——無証文とは他地方より流入し寺請証文等の無きものか。9は郡見廻の会計不正で役儀御断書を出したが、断書を下げ走込ませたものと思われる。11は野町人の完口事（意味不明）のため一般には砂持の夫役や差扣（謹慎）を申付けたが年行司には走込みを申付けたものである。12・13・14は旅人取締の不備、旅人隠置のためであった。15は不正の耕作、16は前述せるように夫役賦課の不調法、17は明確でないが鯨骨粕買入をめぐる不調法、18は郷の帳面紛失のためであった。21は高利貸付の禁制¹¹⁾にもかかわらず、これをなしたためである。23は藩の軍役座より異国船警衛用心のため高山郷土に六人出府を命ぜられ、その当番をめぐって種々の経緯があり、その一人が親類の者と共に鹿兒島において内訴したためであった。19・20

・22はその理由は明らかではない。

もっとも寺へ走込むか、或は単に平の差扣（謹慎）かを役職の間で論議していることは注意すべきで（史料7）、史料11にも砂持の夫役・差扣を命ぜられたほかに寺へ走込を申付けており、史料21では平断（ヒラコトワリと読むか？）の者廿五人、寺へ走込みの者が五人であった。すなわち走込みは糺方の後に郷の役職の間で吟味して申付けたし（とくに史料11・17）、或は示唆なり暗黙の諒解があったようにおもわれる。それは減刑・宥免が予想されていたのであって、町役人（史料4・13・18・19）・庄屋・在役（名主）・親類・与中（史料6・15・22）等が引受け召列れて走込ませたし、また「自身を存付」走込んだ場合もあり（史料8）、保釈中に走込んだこともあった（史料22）。したがって史料23のごとく「余事とぞ訳も相替、御大切成儀」の場合は果して寺への走込みで以て済ませてよいか否かを地頭所・郡奉行へ何うにともあったのである。

寺へ走込むと、その者は住持に「召抱」えられる——史料の多くに「召抱」の文言あり。もっとも此の「召抱」は単に名目的なものであるが「走込」とともにアジールの痕跡を最も如実に示す

文言と云えよう。寺からは召抱の後に使僧人（ふつう郷士二人）を郷士年寄（郷士年寄助を含む）——月番郷士年寄又は事件関係の掛郷士年寄——に遣わし、走込み・召抱の旨を申出で、さらに郷の役職の間を廻るのである。史料8によれば「地頭横目以上」、史料9にも「同役中（＝郷士年寄）并与頭・横目・地頭横目」とあり、ふつう所謂「所三役」と地頭横目であったことが分る。「もつとも史料3では御場預郷士年寄・御場預横目・野廻・御場預郡見廻であるが、これは藩の御場関係の事件であったためである」。その後最初の郷士年寄より「此節と致有免候而も如何可有之哉」との相談書を認め、使僧人は之をもって前記の役職を廻り、各人の「存寄無之」の返答（書記す場合も、口達の場合もあった。史料7）を得て郷士年寄に帰り、はじめて宥免され出寺を許されるものであった。しかし役職の間に「存寄之儀有之」場合は意見が一致するまで吟味がなされたようである（史料3）。役職が集って吟味し出寺を申付ける場合もあった（史料1・2）。科銭（又は科仕）を課した場合もある。なお出寺の後には関係の役職へ礼廻りをした（史料5・19）。

以上断片的な史料を組み合わせて考察したにすぎない。今後な

幕末期薩摩藩におけるアジールの痕跡

お此の種の史料は発見されようし、また古老の伝承も聞くことが出来るかも知れない。¹²⁾しかし全国的に見てもかかる慣行の存続は特異なもののおもわれる。伊東多三郎氏は僧侶の請謝が近世では広く行われたこと、国法上の犯過人の走入を寺中で庇護する行為は幕藩権力の確立過程で禁止されたが、国法上の犯過でない者の走入は初期の頃には少なくなかったに違いないと考えられていられる。¹³⁾しかし「庶民の走入の事例は民衆生活上興味深い¹⁴⁾が、未だ史料の上では見当らない」とも云われている。薩摩藩では何故かかる形でアジールの痕跡をとどめ得たか。さきに窺った戦国時代の寺院アジールがいかに変容・変質の過程を辿ったのか。それらは相当に興味ある問題であるが、今の所何ともその間の事情を知る史料を得ないのである。

ただ幕末期の大隅高山郷における寺への走込・召抱を見る時、戦国時代に窺った如き領主権力と寺院との悶着・紛糾の事態が全然認められず、走込・召抱が差控＝謹慎の一つの形式に化していることは大きな特徴である。藩権力が圧倒的に強く、その前には寺院がかかって保持した権威も極度に限定せられ、そのため戦国時代に見られた如き重罪人・逃散人等の走込みはもともと問題にならず、

僅かに軽罪の者が「寺院に走込、住持召抱候ものと、何扁所二而相済来候……」(史料23)「慣行になっていたのである。領主権力は寺院アジールを否定したが、地方によっては徹底的に否定せず、変質(≡無力化)・存続せしめつつ利用していたとも云えよう。領主権力と宗教的権威との対抗・妥協・圧伏の歴史をこれら断片的史料の中にも見出すことが出来る。

註(1) 高山町所蔵。

- (2) 神社仏閣帳。天保八年十一月末には御使番寺社方御内用掛が高崇寺・昌林寺修甫見分のため、嘉永三年九月末には寺社方取次・書役・大工等が高崇寺修甫見賦・昌林寺新造庵見賦のため高山に来た(守屋舎人日帳)。
- (3) 高山町、二階堂進家文書。
- (4) 同、守屋雄次郎家文書。
- (6) 鹿児島県史料(1)薩藩政要録二八頁。
- (7) 同右、三一頁。なお両寺のほか瑞光寺も格式ある寺院で(高式拾名、同右二四頁)、守屋舎人日帳、天保三年辰四月廿七日には『瑞光寺・昌林寺・高崇寺罷出、三位様御年賀の御祝儀被申上候事』とある。瑞光寺への走込みも考え得るが史料は未見。
- (8) 高山町所蔵(鹿児島県立図書館にも写本あり)。
- (9) 高山町所蔵。
- (10) 原口虎雄、薩藩郷土生活の経済的基礎(宮本又次編、九州経済史研究所収)二二四頁参照。

- (11) 鹿児島県史第二巻、五七九・五八一―二頁参照。川辺村郷土誌、一九四頁・一九七頁参照。
- (12) もっとも薩摩藩では廃仏毀釈が徹底的に行われたように、寺院に関する伝承は乏しく、不確実である。
- (13) 伊東多三郎、近世における政治権力と宗教的権威(同編、国民生活史研究4)第二節一、犯罪人亡命者庇護権、とくに四四二―三頁参照。
- (14) 同右、四四三頁。その後、教授より私信で福島地方の村々には軽罪人が寺に走入って有免を受ける事例を見出されたことを教えられた。

〔後記〕

小稿は筆者が年来进行っている大隅農村史研究の一環をなすもので、文部省科学研究費による研究の一部である。

小稿には高山町役場・守屋雄次郎氏・守屋泰造氏・守屋泰三氏・二階堂進氏所蔵文書を利用し、また種子島家譜は鹿児島県立図書館本を利用した。所蔵者各位に紙上をかりて御礼申上げた。また日頃調査・研究にあたって御協力いただいている高山町の多くの方々に感謝の意を表する次第である。

九州大学経済学会会則

第一条

本学会は九州大学経済学会という

第二条

本会は経済学の研究及び発表を目的とする

第三条

本会は左の事業を行う

- 一 雑誌「経済学研究」の発行（年六回）
- 一 研究会及び講演会の随時開催
- 一 其他評議員会が適当と認めた事業

第四条

本会は左の者を以て組織する

- 一 名誉会員
- 一 特別会員 九州大学経済学部教授・助教授・講師
- 一 普通会員 以上の外申込のあつた者

第五条

本会に左の機関を置く

- 一 会長 評議員のなかから互選する
- 一 評議員 特別会員を以て充てる
- 一 雑誌編集・庶務・会計委員 評議員会に於て互選する
- 一 書記

第六条

会員は会費として年一、〇〇〇円を納入するものとする

第七条

会員は雑誌「経済学研究」の配布を受ける

第八条

本会則の改正及び変更は評議員会の決議に依る

第九条

本会の事務所を九州大学経済学部事務室に置く